

証明書等コンビニ交付サービス利用開始について

〈市長コメント〉

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書の交付サービス、いわゆる「コンビニ交付サービス」についてお知らせいたします。

石巻市では、本年7月1日、日曜日から証明書等コンビニ交付サービスを始めます。

コンビニ交付サービスの概要については、市民の方々がマイナンバーカードを持参し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機をみずから操作して、各種証明書の取得ができるようにするものであります。

取り扱い時間は午前6時30分から午後11時まで、12月29日から1月3日までの期間を除き、市内ではコンビニエンスストアなど75店舗でサービスが利用可能となります。

コンビニ交付サービスを始めることにより、証明書を取得できる時間帯及び場所が飛躍的に増加することから、市民の利便性の向上と証明書の交付窓口の混雑緩和が図られるものと考えております。